

もえないごみ

1袋は10kgまでです。

(袋に入らないものや10kg以上のものは粗大ごみ)

収集日当日の午前7時から午前8時までに出してください。



(大・小)

陶磁器類



せともの・土器など
(割れたものは新聞紙に包んで出す。)

塗料缶・シンナー缶



中を空にする。
(残っている中身は、紙・布などにしみ込ませて、)
もえるごみで出してください。

包丁・はさみ・カミソリの刃



包丁やハサミなどは
新聞紙などに包んで
'ハモノ'と表示する。

ガラス類



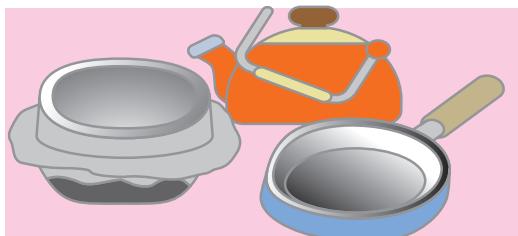
コップ・耐熱ガラスなどのガラス製品

ガスコンロ・ストーブ・ファンヒーター



指定袋に入り、10kg未満のもの
(燃料を抜き、電池をはずす。)

空き缶以外の金属類



フライパン・鍋・やかんなど

小型の電化製品



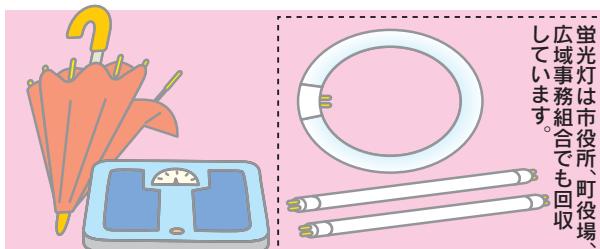
電池は必ず抜いてください。

● 小型家電のリサイクルについて ●

平成25年4月1日より「小型家電リサイクル法」が施行されました。
遠賀・中間リレーセンターでは、集められたごみの中から小型家電を回収し貴重な資源の再資源化に取り組んでいます。

ごみを出すときは個人情報等の
データを消去して出してください。

広域事務は市役所、町役場、
していきます。



蛍光灯・傘は袋からはみ出してもかまいません。

● パソコンの出し方について ●

小型家電リサイクル法の施行により、「もえないごみ」や
'粗大ごみ'で出すことができるようになりました。
なお、従来どおりパソコン3R推進協会に回収を依頼するこ
ともできます。

パソコン3R推進協会 (電話番号 03-5282-7685)

もえないごみ
ビン・カン